



2017年3月31日

各 位

会社名 LINE 株式会社
代表者名 代表取締役社長 出澤 剛
(コード：3938、東証第一部)
問合せ先 投資開発・IR 室
2017年4月1日から最寄りの連絡場所は下記に移転する
予定であります。
最寄りの連絡場所 東京都新宿区新宿四丁目1番6号
Tel 03-4316-2050

支配株主等に関する事項について

当社の親会社である NAVER Corporation について、支配株主等に関する事項は、以下の通りです。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等
(2016年12月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券等が上場されてい る金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
NAVER Corporation	親会社	80.35	0.00	80.35	韓国取引所

2. 親会社等の企業グループにおける当社の位置付けその他の当社と親会社等との関係

当社は韓国に所在する NAVER Corporation（韓国）の連結子会社であり、NAVER Corporation は当社の親会社であります。同社は、2016年12月31日時点において 当社株式の 80.35% (潜在株式を除く) を保有する親会社となっておりますが、当社グループの方針・政策決定及び事業展開については、独自の意思決定によって進めております。

また、「LINE」は当社グループ独自の事業であり、「NAVER まとめ」や「livedoor」等のポータルサービスは日本国内で展開をしているため、同社グループ内での競合関係は生じていないと認識しております。

当社取締役8名、監査役3名のうち、親会社グループの役員を兼ねる者は3名であり、その者の氏名ならびに当社および同社における役職は以下のとおりであります。

(役員の兼任状況)

(2016年12月31日現在)

当社役職 (常勤・非常勤) 氏名	親会社グループ名称	親会社グループ役職 (常勤・非常勤)	兼任の理由
取締役会長 (非常勤) 李 海珍	NAVER Corporation	取締役会議長 (常勤)	グループ経営力を高めるため
取締役 黄 仁竣	NAVER Corporation	取締役 (非常勤)	当社グループの経営について 適切な意見ならびに助言を得 るため
監査役 金 鎮熙	NAVER Corporation	理事 (常勤)	当社グループの監査体制を強 化するため
	NAVER I&S Corp.	代表取締役 (常勤)	
	Camp Mobile Corporation	監査役 (非常勤)	
	財団法人 CONNECT	監査役 (非常勤)	

(出向者の受入状況)

部署名	人数	出向元の親会社グループ名称	出向者受け入れ理由
秘書室	1	NAVER Corporation	海外関連会社を含めた役員対応

3. 支配株主等との取引に関する事項

2016年度における関連当事者取引の総額並びに2016年度末における関連当事者に対する残高は以下のとおりであります。

2016年度における取引総額及び2016年度末残高

関係	名称	取引	取引金額	(単位:千円) 債権(△は 債務)残高 ⁽³⁾
親会社	NAVER	広告サービス ⁽¹⁾	331,630	67,362
兄弟会 社	NAVER Business Platform Corp. ⁽²⁾	営業費用	7,457,937	△902,411

⁽¹⁾ LINE PlusとNAVERはNAVERのウェブポータルを経由した広告サービスと交換にLINEプラットフォームを経由した広告サービス及びLINEのキャラクターを使用する権利を交換する契約を締結しております。当社グループでは2016年度においてNAVERに提供した広告サービスに関連して331,630千円の売上が発生しております。

⁽²⁾ 当該兄弟会社は当社グループにITインフラサービス及び関連する開発サービスを提供しております。

(3) 債権及び債務は無担保であり、現金で決済されるものであります。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、関連当事者取引管理規程を定め、当社の親会社である NAVER Corporation グループ各社との間で取引を行う場合、その他の同規程に定める関連当事者取引（当社の子会社又は関連会社との間で行なう取引は含まれません。）を行なう場合は、その必要性及び取引条件の妥当性等について、経営会議の承認を要するものとしております。また、当社はコーポレート・ガバナンスの強化の観点から、社外取締役のみにより構成される諮問委員会を設置しておりますが、経営会議において承認された関連当事者取引のうち重要なものについては、更に諮問委員会の審議及び取締役会での承認を要するものとしております。これらに加えて、諮問委員会は、少数株主保護に関する方針の策定等に関して審議のうえ、取締役会に必要な提言を行なうことができ、取締役会においては当該提言を尊重し、必要な経営判断を行なうものとしております。

以上